

# 議会運営委員会会議録

(令和6年8月29日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和6年8月29日(木)  
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	吉村直城	副委員長	尾崎恵一
委員	吉田茂生	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	山下正敏

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 佐々木史仁

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	主幹	小松一恵
係長	山口昌		

説明のため出席した者

(総務課)

課長 立花慶司

(企画財政課)

課長 清水雅人

本日の委員会に付した案件

- (1) 議事日程について
- (2) 一般質問の方法について
- (3) 議案の概要説明とその取り扱いについて
- (4) 請願・陳情等の取り扱いについて
- (5) 追加議案について
- (6) 各委員会等の開催について
- (7) その他

開会 16時00分

閉会 16時45分

○尾崎副委員長 それでは、所定の時刻となりましたので、9月の定例議会に関する議会運営委員会を開催いたします。

それでは、開催に先立ちまして、吉村委員長より御挨拶をお願いいたします。

○吉村委員長 はい。改めまして、こんにちは。台風がのろのろいうことで大変心配しておったんですけども、日程の変更を申し、皆さんに調整いたしまして、今日また変則的に4時ということになりました。午後から管理職会が入っていましたので、こういう時間になって申し訳なかったんですけども、今のところ台風前の静けさということで静かなようでございますけども、全員の出席をいただきましてありがとうございます。いつもながら皆様方の建設的な御意見をいただきまして、スピーディーに議会運営委員会を開催したいと思っております。御協力をお願いいたしまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○尾崎副委員長 それでは、吉村委員長の進行取りまとめによりまして、これから協議事項に入っております。よろしくお祈りいたします。

○吉村委員長 それでは、早速でございますが、協議事項に入らせていただきます。

まず、議事日程についてでございますが、今回、会議録署名議員は、3番の池田議員、4番、吉田議員、以上2名の方をお願いいたしたいと思っておりますが、これはよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、会議録署名議員につきましては、3番、池田議員、4番、吉田議員、よろしくお祈りいたしたいと思っております。

次、会期の日程でございますが、9月6日金曜日だったかな、から13日までの8日間といたしたいが、これについてよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。ありがとうございます。それでは、会期の日程は9月6日から13日までの8日間ということで決定をさせていただきます。

次に、諸般の報告に移らせていただきます。議長活動状況報告、例月出納検査報告、陳情等の取り扱い報告、議員派遣結果報告、この報告4件につきましては、9月6日の初日に行いたしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい、ありがとうございます。それでは、諸般の報告は初日、9月6日ということで決定させていただきます。で、御相談なんですけども、今回、8月5日の松山で行った議員研修と、それと本庁の役場で行った研修2件、合計3件の報告がございます。

この諸般の報告の際に、これ、件数が1件ではない、3件ということもありまして、時間等も勘案いたしまして、全部するのか、それか議長のほうからお手元に配布のとおり報告して時間短縮するのか、検討を願いたいと思っておりますけども、御意見どうでしょうか。一件一件、3件ともするのか、それかまとめて読んでもらうか、報告なんですけども、どうでしょうか。山下委員。

○山下委員 報告なんで、3件まとめて議長に報告してもろたんでいいと思っております。

○吉村委員長 訂正します。これ、議長が報告じゃなくて、議長のほうからお手元に配布のとおり配布しとるんで、それを読んでくれという報告で、それでいいですか。どうですか。よろ

しゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。

○金繁委員 一応、何の研修をしたのかぐらいは伝えてくれるんですね。町民に伝わるように。

○吉村委員長 その件については、題目だけの案件をあれして、それでは議長のほうからお手元に配布のとおりということで報告ということにさせていただきます。

次に、所管事務調査の件、委員長報告に移らせていただきます。報告の中で、総務文教常任委員会は石川委員長、よろしく申し上げます、

次に、産業厚生常任委員会、実はこれ、報告2件、吉田委員長、あるんですけども、お諮りしたいんですけども、お諮りいうか、皆さんに検討、報告いたしたいんですけども、今回、今申しあげましたように、産業厚生常任委員会委員長の報告が2件あります。で、再エネ条例分を報告し、その後に質疑、それが終われば続けて農業振興分を報告し、これも質疑ということとしたいのですが、よろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、そのように委員長報告をさせていただきます。

次に、一般質問に移らせていただきます。方法につきましては、通告順で、皆さんお手元にタブレットのほうで読まれたと思いますけども、金繁議員が1番、次に池田議員、そして少林議員と、3名の方から一般質問が出ております。順番につきましては、これ通告順の、今読み上げたとおりでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。で、この質問について何かお気づきの点ありましたら。ないですか。

(「なし」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。ないようでしたら、次に移らせていただきます。

説明用資料持込み使用申出について、金繁議員のほうから資料パネル2枚の申出がありました。多分タブレットにいったらと思うんですけども、申出のとおり、確認事項、留意事項を守って使用するということにしてよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。いいですか。はい。それでは、そういうことで許可をいたしますので、金繁議員、それでは、確認事項よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、この初日、3名の方ですので、これはもう1日ということでよろしゅうございますね。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。では、そのように、初日9月6日ということで行いたいと思います。

次に、議案の概要説明とその取り扱いについてに移らせていきます。

まず、理事者提案に関するもの25案、お目通しいただいたかと思っておりますけども、報告3案、決算認定10案、条例制定1案、条例改正1案、財産1案、契約1案、補正予算3案、諮問2案、その他3案出ております。この理事者提案に係る議案につきましては、今から説明を求めたいと思います。最初に、立花総務課長のほうから条例関係等の議案について説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。それでは、私が関係する議案のそれぞれのポイントを簡潔に説明させていただきます。

はじめに、第58号議案、財産の取得について説明をします。

本財産の取得は、マイナンバーカード等から氏名、住所等の情報を自動的に記載して申請者の負担及び窓口での混雑を軽減することを目的として、本庁及び各支所に設置する機器であります。令和6年8月8日に公募型プロポーザル方式により業者を特定しておりますが、取得予定価格が700万円を超えるため、提案するものであります。2ページに、事業の名称、購入する物品の内訳、納入場所、納入期限を記載しております。

当日は、私が提案説明をします。

次に、第59号議案、愛南町国民健康保険条例の一部改正について説明をします。

本案は、国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い罰則規定の文言を削除するため、本条例の一部改正を提案するものであります。

一部改正の内容は、2ページの新旧対照表のとおりであります。

当日は、飯田町民課長が提案説明をします。

議案番号が飛びますが、第63号議案、R6魚神山漁港海岸保全施設整備連携工事請負契約について説明をします。

本契約は、魚神山地区において、離岸堤の基礎工及び消波ブロック製作、据付を施工するものであります。令和6年8月21日に入札を執行しておりますが、予定価格が5,000万円を超えるため提案するものであります。契約の目的、契約の方法及び契約金額並びに契約の相手方は記載のとおりであります。2ページに施工場所、3ページに平面図、4ページに縦断図、5ページに断面図を添付しており、赤色の部分が実施部分になります。

当日は、濱水産課長が提案説明をします。

次に、第64号議案、損害賠償請求事件に係る和解及び和解金の額を定めることについて説明します。

本案は、係争中の令和4年(ワ)第108号損害賠償請求事件において、松山地方裁判所からの和解の提案を受け、和解を成立させたく提案するものであります。

2ページに、和解の相手方、事件の概要、和解の概要及び条項、3ページに和解の額を記載しております。

当日は、山本環境衛生課長が提案説明をします。

次に、第65号議案、令和6年10月1日から同月30日までの間における町長の給与の減額に関する条例の制定について説明します。

本案は、環境衛生課が太陽光設置許可申請事業者に対し、不許可処分を行った件について、職員の事務手続きの過失により訴訟に発展したことに対し、責任を明らかにするため町長の給料を減額するものであります。

2ページに内容を記載しておりますが、令和6年10月1日から同月30日までの間における町長の月額給与は、愛南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第3号にかかわらず、定める額から100分の20に相当する額を減じて得た額としております。

当日は、清水町長が提案説明をします。

次に、第66号議案、愛媛県地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について説明します。

本案は、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に、森林環境税に係る滞納処分等の事務を加えることを提案するものであります。規約の変更の内容は、2ページの新旧対照表のとおりであります。

当日は、山本税務課長が提案説明をします。

次に、第67号議案、愛媛県後期高齢者医療広域連合会規約の変更について説明します。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、規約を変更する必要性が生じたので、提案するものであります。規約の変更の内容は、2ページの新旧対照表のとおりであります。

当日は、飯田町民課長が提案説明をします。

最後に、諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について説明をします。

人権擁護委員の委嘱につきましては、町長が議会の意見を聞き、候補者を法務局に推薦し、法務大臣が委嘱することとなっております。

現人権擁護委員のうち、御荘地域の井村光男氏、西海地域の松井正彦氏が今年12月31日で任期満了となることから再任の推薦をするものであります。参考資料として、それぞれの裏面に経歴等を記載しております。

当日は、清水町長が一括により提案説明をします。

以上で、私からの説明を終わります。

○吉村委員長 ありがとうございます。ただいま総務課長から説明を受けたとおりでございますが、これについて何か御質問等ございますか。

金繁委員。

○金繁委員 はい。町長の給与の減額についてなんですけど、選挙は10月の20日ですよ。算定根拠だけちょっと聞いておきたいんですけど。

○吉村委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 町長選は金繁委員が言われましたように10月20日でございますが、現清水町長の任期は10月30日までとなっております。そのことから、10月の給与月額に關しましての減額という内容となっております。以上です。

○吉村委員長 よろしいですか。

金繁委員。

○金繁委員 それから、64号議案の和解の件なんですけど、これちょっと内容を読んでも分からないんですけど、2ページに、審議を重ねた結果、裁判所から次のとおり和解提案されたって、これ、いつされたんですかね。

で、今どういう状況にあるかっていう説明がなくて分からないんですけど、ずっとこの和解案は町民には知らせないでくださいって言われていてずっときたんですけど、いきなり今回議案で出てきたんですが、その背景を教えてください、

○吉村委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。議案につきましては、こういう内容で提出をさせ

ていただいておりますが、前々回の議員全員協議会の場におきまして、ああ、前々回ではないですね、以前の全員協議会の中におきまして松山地方裁判所から和解案が示された、内容についてはですね、御報告をさせていただいたと記憶しております。

そういったところから、議案につきましてはこういう内容での担当課の記載となったということで御理解いただければと思います。以上です。

○吉村委員長 金繁委員。

○金繁委員 すいません。はい。じゃあ、その以前の、全協で和解案が示されましたということから、何も裁判関係のことはなかったということですか。

○吉村委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 はい、そのとおりでございます。

○吉村委員長 金繁委員。

○金繁委員 そしたら、裁判所との関係で何もないとしても、その相手方から和解に応じますということがあったと思うんですけど、それはいつ、どのような形だったんですか。

○吉村委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 私の把握している中では、それがいつでっていうところは、申し訳ございませんが、把握はしておりません。

以前の全員協議会の中において、私が記憶しているところでは、相手方の和解の方針も確認できれば議案として提出させていただきますというところでの内容でしかちょっと記憶にございませんので、申し訳ございませんが、具体的な日にちについてはこの場ではちょっと今時点ではお答えができません。以上です。

○吉村委員長 金繁委員。

○金繁委員 確認なんですけど、じゃあ相手方から、総務課は把握していないけれども、相手方から和解に応じますよということが以前の全協から今日までの間にあったということですよ。

今、じゃあこれ議案として出されてきたのは、この後の裁判でその和解案を採択しますっていうことが必要なのでこの議案を今出してきているっていうことだと思うんですけど、それでよろしいんですかね。

○吉村委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 解釈といたしましては、今、金繁委員から言われた解釈で間違いはないかと思えます。今回の議案で、議会で議決をいただきましたら、愛南町議会で和解に対する議決をいただいた旨を松山地方裁判所に報告をいたしまして、正式にその後、和解に向けて成立がされるというふうに捉えております。以上です。

○吉村委員長 ほかにございますか。

ないですか。はい。それでは次に、清水企画財政課長のほうから報告を、決算認定、補正予算関係の議案について説明を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 それでは、最初に、報告第4号、令和5年度愛南町一般会計継続費精算報告書の報告について説明いたします。

これは、令和4年度において2か年の継続費として承認をいただいております救助工作

車更新事業が令和5年度に完了したので、地方自治法施行令の規定により報告するもので、総事業費は1億1,064万7,563円です。

当日は、私が提案説明いたします。

次に、報告第5号、令和5年度愛南町の健全化判断比率の報告について説明をします。

愛南町の令和5年度の健全化判断比率についてですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、及び将来負担比率は指標として該当しておりません。実質公債費比率は10.0%であります。

次に、報告第6号、令和5年度愛南町の公営企業会計に係る資金不足比率の報告について説明をします。公営企業会計に係る資金不足比率についてですが、全ての会計について該当しておりません。

なお、この2議案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく定例的な報告であり、係数的に特に問題となる箇所はなく、決算認定議案と同様、既に監査委員の審査に付して意見を頂いております。

当日は、私が一括で説明をいたします。

次に、認定第1号、令和5年度愛南町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、令和5年度愛南町病院事業会計決算の認定についてまでですが、こちらにつきましては例年同様、決算審査会において御審議されるものと思いますので、内容の説明については割愛させていただきます。

認定第1号から認定第8号までは、前田会計管理者が一括で説明をし、認定第9号は中道水道課長が、認定第10号は近田国保一本松病院事務長がそれぞれ説明をいたします。

続きまして、第60号議案、令和6年度愛南町一般会計補正予算(第3号)について、9月補正予算概要説明書により説明します。

概要説明書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、上段の表の一般会計の項のとおり、歳入歳出それぞれ3億9,191万4,000円を追加し、総額を173億3,498万2,000円とするものであります。それでは、歳出から説明しますので、説明書の7ページを御覧ください。

1款、議会費は、31万7,000円の増額、

2款、総務費は、3,851万6,000円の増額、

3款、民生費は、962万6,000円の増額、

4款、衛生費は、1,246万4,000円の増額、

6款、農林水産業費は、5,661万6,000円の増額、

7款、商工費は、710万2,000円の増額、

8款、土木費は、1億7,007万5,000円の増額、

10款、教育費は3,952万5,000円の増額、

11款、災害復旧費は、5,767万3,000円の増額、となっております。

主な内容は掲載のとおりです。8ページ以降に事業の詳細説明を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

歳入については、7ページ上段に掲載しておりますが、

10款、地方交付税は、92万5,000円の増額、

12款、分担金及び負担金は、276万円の増額、  
14款、国庫支出金は、4,701万8,000円の増額、  
15款、県支出金は、1,492万1,000円の増額、  
16款、財産収入は、35万7,000円の増額、  
17款、寄附金は、93万6,000円の増額、  
18款、繰入金は、2億798万5,000円の増額、  
19款、繰越金は、3,891万円の増額、  
20款、諸収入は、102万8,000円の増額、  
21款、町債は、7,707万4,000円の増額となっています。主な内容は掲載のとおりです。

当日は、木原副町長が提案説明します。

次に、第61号議案、令和6年度愛南町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、同じく概要説明書の3ページになります。

今回の補正予算は、上段の表のとおり、歳入歳出それぞれ、7,388万1,000円を増額し、総額を32億3,524万8,000円とするものです。

当日は、大間知高齢者支援課長が提案説明をいたします。

次に、第62号議案、令和6年度愛南町温泉事業等特別会計補正予算（第1号）についてですが、こちらも、上段の表のとおり、歳入歳出それぞれ639万5,000円を増額し、総額を1億1,710万5,000円とするものです。

当日は、入江一本松支所長が提案説明をいたします。

以上で説明を終わります。

○吉村委員長 はい、説明が終わりました。御質疑を受けたいと思いますが、どなたかありますか。

（「なし」と言う者あり）

○吉村委員長 ないですか。はい。ないようでございますので、それでは、説明を終了させていただきます。説明も含めて終了させていただきます。

次に、議会提案に関するもの2案ございます。まず、選挙関係が1案、次に決議書1案の2案が出ております。これについては、事務局長のほうから説明をしていただきたいと思います。

本多事務局長。

○本多事務局長 説明いたします。選挙第1号、愛南町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙は、8月21日の全員協議会で御承認いただきましたとおり、指名推選で議長発議により行います。

次に、発議第4号、愛南町議会解散に関する決議について、これにつきましては、提出者は原田議員、賛成議員4名による議会解散に関する決議の発議であります。地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条において、地方公共団体の議会は、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者が同意したときは当該議会の自主解散することができる旨を定めています。

本会議では、原田議員の趣旨説明の後、質疑、討論、特別多数議決による表決の流れとな

ります。討論は反対、賛成の繰り返しで通常どおりです。表決方法につきましては、1番として無記名投票、2番、記名投票、3番、起立表決のいずれかにより、特別多数議決のため議長にも表決権があります。

提出者の討論参加についてなんですけども、先例では討論の参加について認めておりますけども、今回はどうされるか、どう取り扱うか、御協議をお願いしたいと思っております。

表決方法の決定につきましては、前回、平成17年の自主解散の際は、出席議員が60名おりましたので、記名投票が行われました。記名投票の場合は、議場では選挙の結果のみ報告して、会議録には記名投票における賛否の氏名を記載します。起立票決の場合は、議長も議長席で起立すること以外は通常と同じであります。発議第4号は、最終日の最後の議事日程を予定しております。以上です。

○吉村委員長 ただいま局長のほうから説明がございました。まず、この質疑、何かありますか。  
石川委員。

○石川委員 無記名投票の説明はなかったように思うんですけど。  
(発言する者あり)

○吉村委員長 質疑ないですか。ないようでしたら。そこでなんですけども、このいわゆる表決方法ですよね、今局長のほうからあったんですけども、3種類、無記名投票、記名投票、起立表決ということでのいずれかということで、はっきりするのは、起立表決は一番はっきりしますよね、結論から言ったら。いうことなんですけども、どうされるか、ここで決定をさせていただきたいと思いますが。

はい。山下委員。

○山下委員 私、17年のこの採決に参加したんですが、その当時60名なんで、起立採決では当時、当然確認が難しいんで、人数の、今回はこの14人ということなんで、私は、はっきりして賛成、反対がわかるんで、起立表決でいいと思います。はい。以上です。

○吉村委員長 山下委員から起立表決でいいんやないかという意見が出ましたけども、ほかの方は。  
石川委員。

○石川委員 先ほどもちょっと言いましたけど、無記名投票の説明をお願いしたいと思うんですが。

○吉村委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 投票の際に議員の名前を書かないというだけでございます。以上です。

○吉村委員長 そういうことです。ほかの委員さん、御意見を。  
金繁委員。

○金繁委員 私も、山下委員がおっしゃるように、町民にね、やはり分かりやすいというのがいいと思うので、分かるようなケースでお願いしたいと思います。

○吉村委員長 ほかの委員さん方。  
はい、吉田委員。

○吉田委員 私も起立で。賛同します。

○吉村委員長 それでは、一応全員聞きましょうか。はい。

○尾崎副委員長 起立表決でいいと思います。

○吉村委員長 石川委員。

○石川委員 私も起立表決で結構だと思います。

○吉村委員長 それでは、表決の方法につきましては、起立表決ということで決定をさせていただきます。

次に、これ局長のほうからありましたけども、この提出者の討論、これについては異論ないですね、討論に参加することに関しては。するかせんかは別にして。

それでは、そのように決定をしたいと思います。

なお、これ表決の場合、議長も先ほどこちよつと触れたかと思えますけれども、その場で、議長も議長席で、その起立することということでございますので、よろしくお願ひします。なお、この発議第4号は、最終日の最後の議事日程を予定いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、この件についてはこれで終わりたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 次に、それでは、議案の審議方法についてに移らせていただきます。

まず、一括提案で、報告第5号、令和5年度愛南町の健全化判断比率の報告についてと、報告第6号、令和5年度愛南町の公営企業会計に係る資金不足比率の報告についての2議案につきましては、関連性があるため、一括提案として、質疑は別々に行うということにいたしたいが、これによろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、そのようによろしくお願ひします。次に、認定第1号、令和5年度愛南町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、令和5年度愛南町病院事業会計決算の認定については、会計課長、水道課長、病院事務長から続けて10議案の提案説明を続けて行い、最終日に質疑、討論、採決を別々に行うということにいたしたいが、これによろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのように決定させていただきます。よろしくお願ひします。

次に、諮問第1号と第2号、人権擁護委員候補者の推薦についての2議案については、関連性があるため一括提案とし、質疑は別々に行うということにいたしたいが、これ、よろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、そのようによろしくお願ひをいたします。次に、決算認定の質疑の方法に移らせていただきます。

認定第1号、一般会計決算の認定については、歳出につきましては1から4款、6から8款、9から14款のこの3つに区切り、それぞれ質疑3回とし、歳入は全般で3回、歳入歳出で質疑済みを除く決算書全般で3回を行うという、これ例年どおりなんです、これによろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、そのようによろしくお願ひします。

次に、認定第2号、国民健康保険特別会計決算の認定についてから、認定8号、旅客船特

別会計決算の認定についてまでの7特別会計につきましては、歳入歳出全般を通じて行うということにいたしたいが、これについてよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、そのように決定いたしました。よろしく申し上げます。

次に、認定第9号、上水道事業会計決算の認定についてと、認定第10号、病院事業会計決算の認定についてまでの2事業会計につきましては、決算書全般を通じて行うということにいたしたいが、これについてはよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、そのように決定させていただきます。よろしく申し上げます。

次に、補正予算の質疑の方法に移らせていただきます。

第60号議案の一般会計補正予算については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、これもそのようによろしく申し上げます。

次に、61号議案と62号議案の特別会計補正予算について、歳入歳出全般を通じてこれも行うという、質疑を行うということでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、そのようによろしくお願いたします。

次に、請願・陳情等の取り扱いについて、受理件数2件でございます。請願は出ておりません。陳情等が2件出ております。陳情一覧表のとおり、陳情等が2件出ておりますので、これ、御意見等ありますでしょうか。ないですか。では、ないようでしたら、議員の皆様写真しを配布ということでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい、ありがとうございます。

次に、追加議案についてでございますが、理事者提案について。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。状況によりまして、公用車の事故に係る和解案件が追加提案で提出をさせていただくことがございます。

以上です。

○吉村委員長 はい。状況によってということですが、ありそうなというクエスチョンでございます。

議会提案については、本多事務局長。

○本多事務局長 現在の予定としましては、議員派遣の件、閉会中の所管事務調査等を予定しております。以上です。

○吉村委員長 はい。ということです。それでは次に、各委員会等の開催についてに移らせていただきます。

議会運営委員会のまず開催日なんですが、今、総務課長のほうからクエスチョンということですけども、ありそうなということなんですが、どうでしょうか。これ、もう当日の9時でよろしゅうございますか。いいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、9月13日、9時から議会運営委員会をよろしく申し上げます。  
なお、ということであれば、9時半から朝礼の予定ということになりますね。ということで、9月13日、9時から議会運営委員会を開催させていただきます。

次に、会期中の常任委員会、請願等々、請願はないんですけども、開催日、総務常任委員会委員長、予定は。

○石川委員 ありません。

○吉村委員長 産業。

○吉田委員 ありません。

○吉村委員長 はい、ないようでございます。

それでは次に、閉会中の常任委員会所管事務調査等なんですけども、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、実施する場合につきましては、9月9日の月曜日、17時までに事務局のほうへ提出を願います。よろしく申し上げます。

では次に、議員全員協議会は、議会資料付けておると思いますが、決算勉強会を一般会計、9月9日、月曜日ですかね、10時から、特別・事業会計を翌日10日、火曜日10時からという予定にしておりますが。

局長、説明ない。本多事務局長。

○本多事務局長 それでは、議会資料1の決算勉強会日程を御覧ください。

決算勉強会は、議長の進行によりまして、財産に関する調書は全般を通じて質疑、一般会計につきましては歳出決算の事項別明細書により款を追って、歳入決算は全般を通じて質疑を行います。

特別会計については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑、事業会計につきましては、決算書全般として、議員からの質疑に答える形としております。前年どおりの形であります。

以上です。

○吉村委員長 はい。そういうことで、先ほど申しましたように、9日、月曜日と、10日、10時からということで行いたいと思います。

これについては、よろしゅうございますね。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 はい。それでは、一応ここで執行部のほうは退席願います。

(執行部退席)

○吉村委員長 はい。それでは、その他なんですけども、議会基本条例の検証について、参考資料が多分お手元のほうには配布されていると思えますけども、局長のほうから説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 参考資料を御覧ください。令和6年度分の検証方法等について、今後協議を進めていきたいと考えております。今回は、前回の報告書を掲載しておりますので、各自で確認をしていただいて、今後の検証方法の検討について各自で検討していただきたいと思いますと考えております。

12月までに検証の方法等について協議をさせていただきたいと考えておりますので、よ

ろしくお願いいたします。以上です。

○吉村委員長 はい。そういうことでございますが、これについては別によろしゅうございますね。はい、ありがとうございます。

次に、その他の2番なんですけども、初日、9月6日は、第60号議案、一般会計補正予算についての提案説明までにとどめ、質疑、討論、採決は最終日の13日にするということにいたしたいが、よろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのようによろしくお願いをいたします。その他、何かありますか。

はい。ないようでしたら、服装についての申合せは例年どおりでございますので、よろしくお願いをいたしまして、議会運営委員会を。

本多事務局長。

○本多事務局長 最後に一つだけお願いいたします。今回の議会運営委員会のこの資料なんですけども、通常でしたら、議会運営委員会が終わった後、翌日の8時30分にタブレット上に公開して、ホームページ上で公開しているんですけども、今回ちょっと開催時間が4時ということで、ちょっと翌日の8時30分には間に合いません。ただ、午前中には掲載したいと思っておりますので、御了承をよろしくお願いをいたします。以上です。

○吉村委員長 はい、そういうことでございます。先ほど進行中に真っ白になってびっくりして、スピードアップしたんですけども、ちょっと心配やったんですけども、もうすっかりそれ一気に晴れましたんで、こういう打ち切りになりましたんで、御協力を感謝いたしまして、これにて議会運営委員会を閉会いたしたいと思えます。ありがとうございました。

委員長